

市街化調整区域で住宅宿泊事業（民泊）をお考えのみなさまへ

<<市街化調整区域>>

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、原則として住宅の建築や用途変更が制限されている区域です。

ただし、市街化調整区域で建築が認められている住宅には、都市計画法施行以前からある建築物の建築や、農家や農家の家族であるなどの特定の権利を有する方が居住する条件で建築される「属人性のある建築物」などがあります。この「属人性のある建築物」について、特定の権利を有していない方が使用することは、都市計画法に違反することとなります。

そのため、市街化調整区域で民泊をお考えのみなさまは、開発指導課の窓口でその建築物についてご確認ください。

<<属人性のある建築物の例>>

○農業者住宅

農家が農業を営む目的または居住する目的で建てる建築物

○農家分家住宅

農家が先祖代々所有している土地で、その家族がその土地で建てることのできる建築物

上記以外にも「属人性のある建築物」はありますので詳しい内容は、開発指導課までお問い合わせください。

横須賀が好き!



お問い合わせ先

横須賀市都市部開発指導課（市街化調整区域担当）

横須賀市小川町 11 番地

TEL: 046-822-8364

FAX: 046-826-0420